

家守りの会会員規約

第一条（目的）

家守りの会（以下、当会といいます）とは、家守りの会会員（以下、会員）のお客様が大切なお住まいで永く快適に暮らしていただけるように、相羽建設株式会社（以下、当社といいます）がメンテナンスサポートを行うことを目的として、下記のサービスを提供するための規約を定めるものとする。

第二条（定義）

会員のお客様を対象に、住宅のメンテナンス及び会員サービスを提供する組織です。

第三条（運営）

当会は、相羽建設株式会社が、その運営にあたります。

第四条（サービス）

A、C 会員

- ①年一回の定期点検
- ②点検時のお手入れアドバイス
- ③当社スタッフの出張料金無料
- ④24 時間対応サービス
- ⑤会員割引（一部工事、お手入れグッズ等）
- ⑥工具の貸し出し

B 会員

- ①引渡後10 年目の点検
- ②点検時のお手入れアドバイス
- ③24 時間対応サービス

第五条（会員）

1. 会員とは、本規約を承認の上、当会に入会を申し込み、当社が入会を認めたA・B・C会員のお客様です。
2. 会員は、いかなる時も会員資格を譲渡、貸与することはできません。
3. 会員は相羽建設が提供する情報等を商用等に利用できません。
4. 会員は、登録事項に変更があった場合は、すみやかに当会に申し出るものとします。

第六条（入会）

1. 入会を希望するお客様は所定の用紙に必要事項を記入の上、申し込むものとする。
2. 入会日は「A」会員はお引渡日、「C」会員は入会申込書が当社に到着した日とする。

第七条（会員個人情報管理）

弊社プライバシーポリシーに準じる。（ホームページに公開）

第八条（会費）

1. 「A」会員は、お引渡後2年間の会費は無料とし、3年目以降は有料とする。
2. 「B」会員は、会費は無料です。
3. 「C」会員は、会費は有料です。
4. 「A、C」会員は、毎年入会月の10日を締切日とし、締切日の属する月の27日に翌年分の会費を、指定口座から預金口座振替の方法で、利用代金を当社の指定した代金回収業者に支払うものとします。なお、支払日が金融機関休業日にあたる場合は、その翌営業日を支払日とします。
5. 万が一、該当月にお引き落としができない場合は、後日ご請求書を郵送させていただきます。振込手数料をご負担の上、お振込いただきます。
6. 会員が当会所定の方法により退会の申し出をなさらない場合は、期日に会員の指定する口座から次年度の年会費について口座振替による支払いを受けるものとします。
7. 会員は本サービスを利用することができない金融機関があることを予め了承するものとします。
8. 会費は年払いとし、途中退会の場合でも返還しないものとする。

第九条（退会）

1. 会員はいつでも本規約を解除し、退会のための所要手続を行い、随時退会できる。但し、支払い済の年会費については一切返還しないものとします。

第十条

当社では、会員が次の各号の1に該当すると判断した場合は、当該会員に対するサービス利用等を停止することができるものとします。この場合、会員に対して事前にその旨を通知、勧告することを要しないものとする。

1. 他の会員や当社の名誉および利益を著しく損ねた時
2. 会員が破産手続き等の状態にある時
3. 会員が本規約に違反した時
4. 申込書に重大な誤りがあった時
5. 当社からのサービス等を妨害した時
6. 会員がサービス対象としている建物の所有権を当会の承諾なしに失った場合
7. 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に、所属ないし実質的な関与をしていると認められた場合
8. その他当社がサービス継続は不適切ないし不相当と判断した場合

第十一条 賠償義務

会員が、前条各号に該当する行為又は会員の責めに帰すべき行為をしたときは、会員はこれにより当社及び第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。

第十二条 サービス等の休止

当社からのサービス等は様々な要因により継続できなくなった場合は、事前の通知や勧告無しにサービス等を休止する場合があります。

第十三条 規約の変更等

当社は必要な時に規約の改定・変更をすることができるものとします。